			可け手引書 衛生管理計画点検表 		: 卵取り扱い時の管理事項		:該当時(水道水以外使用時、金属探知機使用時)のみ適用される項目	7 L N H 0 E E 1 M
	中	小細		(赤字の頻度)	菓子製造・販売に係る衛生管理手順	チェック	衛生管理記録該当項目	それ以外の帳票で記録
1			設備、機械、器具及び従事者の衛生管理				別紙3-菓子の製造に係る衛生管理記録	
	(1)		設備の衛生管理					
1	(1)	1	作業場内	毎日 (作業終了後)	必ず清掃。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況	
_	(1)	1	保管場所(原材料、製品、仕掛け品)		常に清潔に保つ。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況	
_		2	天井	1回/月	清掃。※天井は清掃可能な範囲		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況 	
_	(1)		窓	1回/月	清掃。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況 	
_		2	照明器具	1回/月	清掃。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況 	
_	(1)		換気扇	1回/月	清掃。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況 	
_	(1)	2	排水溝	1回/月	清掃。		〇床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況 	
1	(1)	3	トイレ		トイレは専用の履物を用意、 適切に清掃及び消毒を行い常に清潔な状態を保 つ。		○床・内壁・トイレ等の清掃、衛生状況	
1	(2)		防鼠、防虫					
	(2)	1	そ族昆虫発生状況の確認	毎日	ねずみやゴキブリ、ハエ、などの昆虫の侵入や発生状況を目視確認する。		○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか	
1	(2)	2	そ族昆虫発生時の対応	侵入発生時	速やかに駆除、 ⇒発生日時と場所、駆除の状況を記録 ⇒発生源・侵入経路を調査確認 ⇒再発防止対策をとる。		〇鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか	駆除時の記録 【使用薬剤、外注先】
	(3)		機械・器具の衛生管理					
		1	機械器具類(サニテーション)	毎日	分解し、部品の破損、脱落などを <mark>点検</mark> の上、洗浄		○器具類の保管状況	
	(3)	U .	(機械番具類(サーナーション)	(作業終了後)	消毒後、乾燥させる。		〇機械、器具類、作業台等の点検·整備 	
	(3)	1	機械器具類(部品の欠損等)	発見時	直ちに作業を停止し、問題製品が販売されない よう適切に対応する。		○機械、器具類、作業台等の点検・整備	
	(3)	2	作業台	毎日 (作業終了後)	清掃の際にアルコールスプレーなどで消毒する。		〇機械、器具類、作業台等の点検・整備	
1	(3)	3	小物器具(サワリ、ボール等の小物器具) 一時保管・運搬器具(番重等)	毎作業終了後	必ず洗浄して清潔を保つ。		○器具類の保管状況 ○機械、器具類、作業台等の点検・整備	
1	(3)	4	ザル、篩など	洗浄後	熱湯をかける。 または、次亜塩素酸及び同等の効果が認められ る洗浄剤を使用して殺菌を行う。		○器具類の保管状況○機械、器具類、作業台等の点検・整備	
	(4)		冷蔵庫、冷凍庫の衛生管理					
	(4)	1	冷蔵庫の衛生管理					
1	(4)	1 1	正常稼働の確認	毎日 (始業時・終業時)	温度を確認する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
1	(4)	1 0	温度上昇時(原因の追究等)	10℃以上確認時	容量オーバーや故障など原因を究明し改善する。 必要に応じてメーカーに連絡し点検修理する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
1	(4)	1 /	温度上昇時(収容物への対応)	10℃以上確認時	庫内温度と経過時間を考慮の上で、 責任者に報告して庫内の収容物の廃棄の是非を 責任者が判断する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
1	(4)	1 =	停電発生時	発生時	庫内温度を確認、庫内の収容物に異常がないか を確認し、廃棄の是非を責任者が判断する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
1	(4)	1	整理整頓、清掃		常に整理・整頓し、清潔に保つ。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(4)	2	冷凍庫の衛生管理					
	(4)	2 1	正常稼働の確認	毎日 (始業時・終業時)	温度を確認する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(4)	2 0	温度上昇時(原因の追究等)	-15℃以上確認時	原因を究明し改善する。 必要に応じメーカーに連絡し、点検修理する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(4)	2 /	温度上昇時(収容物への対応)	-15℃以上確認時	庫内温度や経過時間、保存品の状態を考慮し、 責任者に報告して、庫内保存品の廃棄の是非を 判断する。		〇冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(4)	2 =	停電発生時	発生時	庫内温度を確認、庫内の収容物に異常がないか を確認し、廃棄の是非を責任者が判断する。		○冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(4)	② ホ	整理整頓、清掃		常に整理・整頓し、清潔に保つ。		○冷蔵(凍)庫内の温度、整理状況	
	(5)		従事者の衛生管理					
			KT I W HI LITE		NT 0 1 /2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
1	(5)	1	手洗いのタイミング	該当時	以下のタイミングで、必ず手を洗う。 作業場入場時、作業開始前、作業中に食材以外 のものに触れた時、食事、休憩後、用便後、その 他必要な時(生卵の殻を割った時など)。		〇作業前などの手指などの洗浄 (適切なタイミングで)	
1	(5)	2	手洗環境の整備		流水受槽式手洗、石鹸、逆性石鹸、ペーパータオル、アルコールなどを用意。		○逆性石鹸等サニタリー用品の状況	
1	(5)	2	確実な方法での手洗いの実施		手洗いは日食協の手順で行う。 (別紙-2の(公社)日本食品衛生協会の手順)		〇逆性石鹸等サニタリー用品の状況 〇作業前などの手指の洗浄 (適切な方法で)	
1	(5)	3	異物混入防止対策		専用の作業着、帽子、履物を着用し、ローラーを 使用するなど作業場内に付着物を持ち込まない ように留意する。		〇帽子、作業着は清潔か	
1	(5)	4	禁止行為等		爪を短く切る、マニキュア、腕時計、指輪などは使用、装着しない。			

菓	子製	造業	向け手引書 衛生管理計画点検表		:卵取り扱い時の管理事項		:該当時(水道水以外使用時、金属探知機使用時)のみ適用される項目	
大	中	小	畑 項目	清掃等頻度 (赤字の頻度)	菓子製造・販売に係る衛生管理手順	チェック	衛生管理記録該当項目	それ以外の帳票で記録
	(5)	(5)	健康管理	毎朝	必ず確認。 (黄疸、下痢、腹痛、発熱、発熱を伴う喉の痛み等、吐き気、嘔吐、感染を疑う皮膚の外傷、耳や目又は鼻からの分泌(病的なものに限る))		○健康状態	
	(5)	5	健康管理	有症者発生時	食品衛生責任者に報告、 ⇒製造作業禁止⇒医師の診断を受ける		○健康状態	
	(5)	5	健康管理	皮膚に外傷を認める場合(感染を疑わないものに限る)	当該部位が <mark>食品に触れる状態で</mark> は作業に従事させない(例:絆創膏等)。		〇健康状態	
	(5)	6	検便	保健所からの指示 があったとき	従事者に検便を受けさせる。			
-	(5)	7	責任者の義務	毎始業時	責任者は全従事者の実態をチェックする。			
	(6)		その他					
	(6)	1	部外者の立入り禁止		部外者の立入を禁止する。立ち入り時は、専用 の履物、帽子、マスクなどを着用し、手洗いを行			
	(6)	2	私物持込禁止		い入場。 作業場内への私物の持込を禁止する。			
	(6)		廃棄物	作業終了後	必ず、生ゴミ類などを作業場外に持ち出し、適切に処理する。 排水に問題がないか確認する。		○生ゴミの工場内からの撤去、排水の確認	
	(6)	4	化学物質の保管		洗剤、薬剤は必ず専用容器に入れ、品名を表示し、原材料や資材とは区分して専用の場所で保管する。 使用後は必ず手洗いを実施する。			
-	2		原材料、商品及び資材の受入れにあたっての衛生管理					
:	2 (1)		納品時の記録、保管	受入れ時	信頼のある業者から仕入れる。 名称、生産者、製造加工者、所在地、ロット番号などの確認可能な情報及び 受入れ実績(例:納品日、納入量)を記録・保管する。			納品書
:	2 (2)		検品事項	受入れ時	以下について確認し、 疑義がある時は、直ちに上司・責任者に報告し判 断を仰ぐ、疑義ある事項と対応結果を記録する。 ①納品書の明細と中身・現物との一致 ②品名、等級、数量に誤りがないか ③消費・賞味期限、工場記号など ④外装の汚れ・破損・納入品の衛生状態や腐 敗の有無		○原材料、商品の内容、状況確認 ○原材料、商品の消費・賞味期限の確認	
	2 (3)		卵の取扱い(仕入れと検品)		原則殺菌済みのものを仕入れ、以下を確認。 ①流通保管時の温度記録 ②容器包装の清潔状態 ③破損卵の有無		○原材料、商品の内容、状況確認	
	2 (3)		卵の取扱い(保管状態の確認)		①殻付きは清潔な容器で10°C以下 ②液卵は8°C以下 ③凍結液卵は-15°C以下		○原材料、商品の保管状況	
	2 (3)		卵の取扱い(保管時の注意)		①未殺菌の殻付き卵の場合 ⇒仕入れ後速やかに次亜塩素酸ナトリウムで 消毒・洗卵し、常温に放置しない ②液卵の場合 ⇒直ちに冷蔵庫に保管する		○原材料、商品の保管状況	
-	2 (3)		卵の取扱い(交差汚染の防止)		卵を触った手で他の原材料等を触らない。			
:	2 (4)		原材料の使用順		受入れ日を包装の見える部分に表記し、先入れ、先出しの原則を守る。			
:	(5)		保管時の温度管理及び区分保管		適切な温度で、定められた場所に保管する。 原材料、商品と資材は区分した場所に保管する。 る。		○原材料、商品の保管状況	
-	2 (6)		使用水		飲用適の水を使用する。			
:	2 (7)		井戸水等の管理	1回以上/年	水質検査。 殺菌又は浄水装置が正常に作動しているか定期的に確認し、別紙-3と同期間保管する。			・殺菌又は浄水装置の作動確認記録
:	2 (8)		貯水槽の管理		定期的に清掃し、清潔に保つ。 作業記録を別紙-3と同期間保管する。			・貯水槽の清掃記録
-;	3		製品製造・保管の衛生管理					
-;	3 (1)		原材料の持込		包材ごと製造区域に持ち込む場合には、 ①包材の衛生状態を確認。 ②専用の台等置き場所を確保。(原材料の調整、加工を行う作業台の上には載せない)			
-	3 (2)		器具類の管理	使用前	清潔であることを確認(必要に応じて作業前に洗 浄)		○使用器具の衛生管理	
;	3 (2)		器具類の管理	使用中	欠損等を認めた場合は直ちに作業を停止し、問 題製品が販売されないよう適切に対応する。		○使用器具の衛生管理	
-	3 (3)		原材料の品質等確認		品質の異常の有無、賞味期限を確認し問題のないものを使用する。 (必要に応じて洗浄、殺菌)		〇使用材料の品質、有効期限の確認、必要な 洗浄等	
;	3 (4)		原材料からの異物混入防止		篩通しの可能な原材料は必ず篩通しを行ってから使用する。		〇使用材料の異物混入	
;	3 (5)		アレルゲン対策(器具の管理)		可能な限り専用のものを使用する。 共用する場合は十分に洗浄した上で使用する。 特定原材料を使用しない製品から製造する。			
	1	1 1						

	丁表	逗耒 四	句け手引書 衛生管理計画点検表		: 卵取り扱い時の管理事項		:該当時(水道水以外使用時、金属探知機使用時)のみ適用される項目	
大	中	小細	項目	清掃等頻度 (赤字の頻度)	菓子製造・販売に係る衛生管理手順	チェック	衛生管理記録該当項目	それ以外の帳票で記録
	(6)		作業中の手洗い	<u> 、小子切類度)</u> 	作業前に必ず手洗いを行う。 作業中に製品以外のものに触れたらその都度手 洗いをする。		〇作業前の手指などの洗浄	
3	(7)		作業手順、配合量の遵守		定められた配合、作業手順で製造を行う。 異変・ミスを発見した際は、直ちに作業を止め、上 司又は責任者に報告し判断を仰ぐ。			
3	(8)		官能検査及び加工後の衛生的な保管		加熱工程の仕上がり、冷却又は出来上がった製品 ⇒自社基準に適合するか官能検査等により確認 する。 ⇒フタ付容器等に入れ、適切な温度で衛生的に 保管する。		〇焼き色等製品の仕上がり	
					設付き卵、未殺菌卵黄使用時は、サルモネラ菌			
3	(9)		殻付き卵、未殺菌卵黄使用時の十分な加熱		版内でが、木板圏に必ず中心温度75℃1分以上の加熱を行う。 日常的な確認方法の例示:卵黄を熱伝導率の高い銅鍋に入れて火にかけ、煮あがらないように注意深く混ぜながら加熱、83℃くらいになるとプクプクと泡が立ち始めるのでそれが1つの目安となる。 ※カスタード・クリームなどクリーム類に卵黄使用時は特に留意すること。 ※卵白の多くはスポンジや生地類に使用するが、稀にクリーム類と併せて使用する場合があり、その際は、熱いシロップを糸状にして加えながら泡立てる又はミキサーボールの底を加熱しながら泡立てるなど、殺菌しながら作る。		○焼き色等製品の仕上がり	
3	(10)		クリーム類の管理(放冷)		加熱殺菌したクリーム類は直ちに熱を冷まして冷蔵庫に保管する。 二次汚染を避けるためできるだけ速やかに使い切る。			
3	(11)		卵取扱後の手洗い		卵の殻に触った後は、次の作業に移る前に必ず 手洗いを行う。		〇作業前の手指などの洗浄	
3	(12)		割卵後の卵白、卵黄等保管		卵白、卵黄等を後で使用する時は、割卵後速や かに冷蔵又は冷凍保存			
3	(13)		表示の確認		配合表を確認するなどして表示に誤りがないか確認する(アレルギー等健康に直接影響する事項は特に留意)。		〇消費(賞味)期限等食品表示は適正か	
3	(14)		賞味期限、消費期限の設定		科学的、微生物的、もしくはマニュアルに添った 官能検査を行い合理的根拠をもって定める。		〇消費(賞味)期限等食品表示は適正か	
3	(15)		出荷(運搬)時の製品の取扱い		・適正な温度管理を行う。 ・未包装・簡易包装品は出荷(運搬)用具を覆う 等の措置をする。		○製品の保管は適正か	
3	(16)		金属探知機の使用		使用前後、決めた製品個数ごとで、テストピース を通過させ作業動作を確認し結果を記録する。 別紙-3とは区別して記録する。			テストピース作動確認結果の記録
					自社検査、クレーム等により品質上の問題が生			
3	(17)		問題発生時の製品の回収方法		じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に 連絡、報告する。			
4	(17)		問題発生時の製品の回収方法 菓子の販売に係る衛生管理手順		じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に		別紙4-菓子の販売に係る衛生管理記録	
4	(17)				じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に		別紙4-菓子の販売に係る衛生管理記録	
4		1	菓子の販売に係る衛生管理手順	毎日(終業後)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生	
4 4	(1)		菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理	毎日(終業後)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に 連絡、報告する。			
4 4	(1)	2	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等	毎日(終業後)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収 の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に 連絡、報告する。 必ず清掃。		〇店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況	
4 4 4	(1) (1)	3	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫		じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況	
4 4 4 4	(1) (1) (1) (1)	3	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類	毎日(使用後)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の)		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか	
4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2)	3	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース	毎日(使用後)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の)		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか	
4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2)	3 4	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理	
4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2)	2 3 4	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態	
4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2)	23412	菓子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か	
4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2)	2 3 4 2 3 3 3	東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時)	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生 状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か	
4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2)	2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時) 毎朝	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か	
4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3)	2 3 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時) 毎朝 受入れ時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品、資材の内容、状況確認	
4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3)	2 3 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認 確認内容	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時) 毎朝 受入れ時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商品、資材は返品する。 問題がなかった商品、資材は決められた場所		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品の表示の確認	
4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3)		東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認 確認内容 確認後の商品、資材の保管	毎日(使用後) 毎日 (始業時・終業時) 毎朝 受入れ時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商品、資材は返品する。 問題がなかった商品、資材は決められた場所		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品の表示の確認	
4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3)		東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認 確認内容 確認後の商品、資材の保管	毎日(使用後) 毎日(始業時・終業時) 毎朝 受入れ時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商品、資材は返品する。 問題がなかった商品、資材は決められた場所に、決められた方法で適切に陳列・保管する。		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品、資材の陳列、保管状況 ○商品、資材の陳列、保管状況	
4 4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4)		東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認 確認内容 確認後の商品、資材の保管 菓子販売時の衛生管理 販売時の確認	毎日(使用後) 毎日(始業時・終業時) 毎朝 受入れ時 受入れ時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商品、資材は返品する。 問題がなかった商品、資材は決められた場所に、決められた方法で適切に陳列・保管する。 商品に問題がないか視覚的に確認する。		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品、資材の陳列、保管状況 ○商品に問題がないか視覚等により確認	
4 4 4 4 4 4 4 4 4	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4)		東子の販売に係る衛生管理手順 店舗、設備、器具の衛生管理 店舗内、陳列ケース、トイレ等 防鼠・防虫 販売に使用する器具類 冷蔵(冷凍)陳列ケース 販売従事者の衛生管理 従事者の健康管理 着衣 手指の清潔等維持 商品、資材の受け入れ時の衛生管理 搬入商品の確認 確認内容 確認後の商品、資材の保管 菓子販売時の衛生管理 販売時の確認 表示等の確認	毎日(使用後) 毎日(ウー・ を楽 時) 毎朝 受入れ時 販売時	じた際は、直ちに経営者に報告、経営者は回収の方針を決定。必要に応じ保健所等関係機関に連絡、報告する。 必ず清掃。 防虫、防鼠に努める。 必ず洗浄、消毒後、乾燥させ、定められた場所で保管 常に、整理整頓し、その温度が適正値であるか否か確認する(1の(4)参照) 確認し、下痢、発熱症状がある場合は販売に従事することを禁止する。 常に清潔な着衣を使用する。 常に手を清潔に保つ。(1の(5)の①、②、④参照) 問題がないか確認し、問題があったら製造部門に返送する。 商品、資材の内容、問題の有無、表示内容(特に、アレルゲン等消費者の健康に影響する事項は特に留意が必要)を確認し、問題があった商品、資材は返品する。 問題がなかった商品、資材は決められた場所に、決められた方法で適切に陳列・保管する。 商品に問題がないか視覚的に確認する。 表示内容、消費期限・賞味期限を確認する。 アレルギー物質に関する情報を消費者に的確に		○店舗内・陳列ケース・トイレ等の清掃、衛生状況 ○鼠・ゴキブリ等、虫の発生がないか ○器具類の保管状況 ○器具類等の点検洗浄・清掃は行ったか ○冷蔵(凍)庫(ケース)内の温度、整理 ○健康状態 ○着衣は清潔か ○販売時の手などは清潔か ○商品、資材の内容、状況確認 ○商品、資材の陳列、保管状況 ○商品に問題がないか視覚等により確認	

菓子製造業向け手引書 衛生管理計画点検表				け手引書 衛生管理計画点検表		:卵取り扱い時の管理事項	:該当時(水道水以外使用時、金属探知機使用時)のみ適用される項目		
大	中	小	細	項目	清掃等頻度 (赤字の頻度)	菓子製造・販売に係る衛生管理手順	チェック	衛生管理記録該当項目	それ以外の帳票で記録
	(4)	5		使用器具の衛生管理		商品に触れる使用器具は、常に衛生状態を確認 し、必要に応じ交換、洗浄する。		〇製品に直接触れる使用器具は、常に衛生 状態を確認し、必要に応じ交換、消毒	
	(4)	6		要冷蔵品の管理		持ち帰り時間を確認し、保冷材の封入等適切な 衛生管理措置をとる。		〇要冷蔵品の販売に際し、適切な保冷措置を 行う	
!				菓子の製造・販売に係る衛生管理記録の作成・保存		記録は1年間(賞味期限が1年以上の製品はそれを考慮した期間)保存する。			
				衛生管理の振り返りによる改善点の把握と 衛生管理計画への反映		振り返り等を通じ、改善点を把握し、衛生管理計画に反映させる。			